

第5章

教育文化

～人を育み文化を創造するまちをめざして～

Ⅱ. 後期基本計画

第5章 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～	1	生涯学習の促進	40	生涯学習の促進	(1)	生涯学習活動の支援体制の充実
					(2)	生涯学習の機会や場の充実
					(3)	生涯学習の成果の活用
			41	生涯スポーツの促進	(1)	市民のスポーツ活動の促進
					(2)	競技スポーツの振興
					(3)	スポーツ施設の充実
	2	学校教育の充実	42	教育の内容と支援の充実	(1)	教育指導の充実
					(2)	特別支援教育の充実
					(3)	幼児教育の充実
					(4)	連携教育の推進
					(5)	教職員の資質の向上
					(6)	教育活動の支援の充実
					(7)	就学支援の充実
					(8)	学校評価の充実
			43	教育環境の充実	(1)	校舎などの改修の推進
					(2)	学校図書館の充実
					(3)	学校給食の充実
					(4)	学校ＩＣＴ環境の充実
					(5)	学校の規模と配置の適正化
			44	家庭や地域との連携	(1)	学校公開などの推進
					(2)	学校運営への参加の促進
					(3)	地域による学校支援の充実
					(4)	家庭教育の啓発活動の充実
					(5)	地域における教育活動の充実

Ⅱ. 後期基本計画

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
教育文化 く人を育み文化を創造するまちをめざしてく	3	青少年の健全育成	45	青少年の健全育成	(1)	健全育成活動の充実
					(2)	健全育成の環境整備
	4	人権と平和の尊重	46	人権尊重意識の高揚	(1)	人権啓発の推進
					(2)	人権教育の推進
			47	平和意識の高揚	(1)	平和に対する意識の高揚
	5	市民文化の振興と国際化への対応	48	創造性豊かな文化の振興	(1)	市民が創る文化活動の促進
					(2)	文化財の保存・継承と公開や活用
			49	国際交流の推進	(1)	姉妹都市・友好交流都市との交流の推進
					(2)	地域での国際交流の推進

Ⅱ. 後期基本計画

施策40 生涯学習の促進

施策の目指す姿

だれもが、いつでも、どこでも学ぶことのできる環境が整備され、多くの市民が学習活動に取り組むとともに、学習した成果を地域活動などに活かしています。

施策の現状

第5次生涯学習基本計画に基づき、「自己を磨き 社会を支える 豊かな学びの振興」を基本目標に掲げ、生涯学習に関する各種施策を推進しています。

このうち、生涯学習に関する情報の提供については、市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」※¹内に開設した「さやまなびいネット」において、生涯学習に取り組むサークルやボランティアなどに関する情報を提供するとともに、市民交流センター内の生涯学習情報コーナーにおいても、情報提供や相談業務などを行い、市民の学習活動を支援しています。生涯学習の機会や場の提供については、公民館などにおいて青少年期から高齢期にわたるライフステージに応じた講座、教育機関や地域団体などと連携した講座など各種事業を実施するとともに、学習の成果を発表する場としては、市民文化祭を毎年開催しているほか、公民館サークルが主体となり講座などを開催しています。

また、公民館などでは、社会教育を振興する観点から、人権、環境、高齢化、子育て等の現代的課題や地域課題の解決に向けた事業に積極的に取り組んでいます。

なお、地域の学習拠点の整備として、平成29年6月に新狭山公民館、令和2年4月に入曽地域交流センター（入曽公民館）の更新が完了しました。

図書館では、資料やレファレンスサービス※²などの充実を通じて、市民の学習・調査研究や課題解決のための情報収集活動を支援するとともに、第2次子ども読書活動推進計画に基づき、学校などと連携して子供の読書活動を推進しています。また、平成30年度には、利用者サービスの向上を図るため、蔵書検索速度を改善するとともに、新たな機能を追加するなど、図書館蔵書検索システムの更新を行いました。

指定管理者制度を導入している博物館では、企画展や各種講座などの企画により、独自性に富んだ運営を行っています。

※1 市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」とは

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

※2 レファレンスサービスとは

利用者からの資料や情報の求めに応じ、資料検索の支援や資料提供を行うサービスのこと。

施策の課題

- 学校、NPO、事業者等の多様な主体と連携・協働し、生涯学習に関する情報提供と機会や場の充実や、学習の成果の活用を促進する取り組みを一層進める必要があります。

主なとりくみ

(1) 生涯学習活動の支援体制の充実

- 生涯学習に関する情報提供や相談などの体制を充実して、市民の学習活動を支援します。
- 生涯学習に関わる人や団体のネットワークを構築し、交流を促進することにより、市民の学習活動の裾野を拡大します。

(2) 生涯学習の機会や場の充実

- 公民館などにおいて教育機関や公民館サークル等と連携して、幅広い世代の利用を促進するとともに、生涯学習に関するニーズに応じて各種の講座を開催するなどして、学習の機会や場を充実します。また、学習の成果を発表する場を充実します。
- 市民の学習活動を促進するなかでは、現代的課題や地域課題に関する学習を強化することにより、社会教育を充実します。
- 青少年期から高齢期にわたってだれもが主体的に学び、活動し、様々な交流を通じて生きがいを実感できるようライフステージに応じた公民館事業を充実します。
- 教育機関、地域団体及び公民館サークル等と連携して、市民の多様な学習ニーズに対応する公民館事業を充実するとともに、公民館サークル活動の活性化を図ります。
- 地域に伝わる伝統文化の継承、郷土を愛する意識の高揚を図る公民館事業を推進し、地域の教育力を培い、まちづくりにつながる公民館事業を推進します。
- 図書館の資料やレファレンスサービスなどを充実するなかで、市民の学習意欲に応える情報提供などの学習支援を行います。また、学校などの関係施設と連携して、人生をより深く生きる力を養うために欠かせない子供の読書活動を促進します。さらに、資料などの管理を充実し、ICT※3化を推進します。
- 博物館では、本市の歴史や文化の一端に触れるものや利用者の興味や関心を高めるものなど、独自性に富んだ事業を実施します。
- 市内大学との連携により、さやま子ども大学など各種事業の開催や、公開講座の情報提供などを通じて、市民の生涯学習の機会を拡充します。

(3) 生涯学習の成果の活用

- さやま市民大学をはじめ、地区センターや地域交流センターなどと連携して、生涯学習の成果をまちづくりなどに活かす取り組みを促進します。
- 学校支援ボランティアセンターや学校応援団と連携して、生涯学習の成果を学校支援に活かす取り組みを促進します。

※3 ICTとは

Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

Ⅱ. 後期基本計画

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合	31.0%	40.0%
生涯学習の成果を自分以外のために活かしたいと思う市民の割合	54.4%	60.0%
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	214,092人	223,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 生涯学習に関心を持ち、学習活動を通じて自己を磨くとともに、学びを通じて、人とのつながりを育みましょう。
- 生涯学習で培った成果を、地域のまちづくりや学校支援などに活かしましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画



子ども大学さやま・いるま



公民館サークルの活動発表

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
教育文化



第1節

生涯学習の促進

第6章

第7章

Ⅱ. 後期基本計画

施策41 生涯スポーツの促進

施策の目指す姿

いつでも、どこでも、いつまでも、だれもがスポーツに親しむことのできる環境が整備され、多くの市民が日常的にスポーツ活動を行っています。

施策の現状

スポーツ推進計画に基づき、週1回以上スポーツをする市民の割合を50%以上にすることを目標に、各種の取り組みを実施しています。

このような中、令和2年2月に実施した調査では、週1回以上スポーツを実施している市民の割合は32.4%という結果でした。

これまでの取り組みのうち、市民のスポーツ活動の促進については、ライフスタイルやニーズに応じた各種スポーツ教室などを開催するほか、各地区で毎年開催される市民体育祭の支援を行っています。また、スポーツ推進委員が地域においてスポーツの指導や普及に取り組むとともに、レクリエーション協会が、様々なスポーツを親しむ機会を提供しています。

競技スポーツの振興については、体育協会の加盟団体が各種大会を通じて競技力の向上に取り組むとともに、体育協会の主催事業として、市民ゴルフ大会やクロスカントリー大会をはじめとした、各種スポーツ行事を開催するほか、成績優秀者の表彰も行っています。スポーツ少年団では、加盟している各単位団で、団員の健全育成に主眼を置いて技術の向上に取り組むとともに、指導者を対象とした研修を行っています。また、本市には、競技スポーツのトップレベルで活躍する企業チームやクラブチームがあることから、各種スポーツイベントの開催やアスリートの招へいにより、一流のスポーツ技術に接する機会を充実させるなどして、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を市民に広く伝える取り組みを推進しています。

スポーツ施設については、市民総合体育館及びプールを併設した地域スポーツ施設、県内屈指のテニスコート、入間川河川敷の多くの多目的グラウンドに加え、武道の新たな拠点施設の整備を推進しています。

施策の課題

- 市民のスポーツ活動を促進するためには、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、だれもがスポーツに親しむことのできる場や機会を充実する必要があります。

主なとりくみ

(1) 市民のスポーツ活動の促進

- スポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページなどを通じて、広く発信するとともに、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事などを充実します。
- スポーツ・レクリエーション関係団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの拡充に向けて、情報提供や相談などを充実します。
- 市民のスポーツ活動を支える人材を確保し、活動の活性化を推進します。

(2) 競技スポーツの振興

- 競技スポーツ関係団体の活動を支援するとともに、アスリートを招へいするなどして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実します。
- 青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担う指導者を確保します。

(3) スポーツ施設の充実

- 既存スポーツ施設や学校体育施設の有効利用を推進するとともに、企業や大学などが保有する施設の市民への開放を促進します。
- 公式規格を有するスポーツ施設の整備に向けて推進を図ります。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
週1回以上スポーツを実施する市民の割合	32.4%	50.0%
公共スポーツ施設の利用者数	879,733人	880,000人
スポーツ教室・行事への参加者数	19,874人	20,700人
アスリートとのスポーツイベントや講演会等の参加者数	397人	800人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- スポーツ活動に積極的に取り組み、健康寿命の延伸や共生社会の実現を図り、スポーツを通じて培った人とのつながりを地域活動などに活かしましょう。
- 競技スポーツに取り組み、各種の大会などで優秀な成績を収めることにより、本市を広くアピールしましょう。また、競技スポーツを通じて、次の時代を担う青少年を健全に育成しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策42 教育の内容と支援の充実

施策の目指す姿

個に応じたきめ細やかな教育活動の推進により、児童生徒は生き生きと学校生活を送り、生きる力が育成されています。

施策の現状

次代を担う子供たちに生きる力を育むために、学習指導要領及び狭山市教育振興基本計画に基づき、知・徳・体のバランスのとれた力を養う教育を推進するとともに、各学校の実態を踏まえて、特色ある教育活動に取り組んでいます。

情報化や国際化の進展に対応して、プログラミング教育をはじめとするICT^{*1}に関する理解や活用能力を高める教育を推進するとともに、小学校からの英語教育に早くから取り組み、英語によるコミュニケーション能力の素地を養っています。

また、多文化共生の視点から、国際理解教育への取り組みや日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援を行っています。

狭山市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止対策を推進したり、様々な相談体制や関係機関と連携して不登校防止対策を推進したりして、教職員は子供たちと向き合い、生徒指導の充実を図り、生命を尊重し、規律正しく、心豊かな児童生徒を育成しています。

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、特別支援学級や通級指導教室において、個に応じた適切な指導を行っています。

市立幼稚園では、家庭と連携して、生きる力の基礎を育む教育を推進しています。

幼稚園・保育所（園）から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を進めるため、関係する幼稚園及び保育所（園）と小学校との間で交流を行うとともに、関係する小学校と中学校との間で、教育課程をはじめとして様々な分野で連携を推進しています。

教職員の資質の向上のため、各種研修を計画的に実施するとともに、教育委員会からの研究委嘱などを通じて、指導方法などに関する研鑽を深めています。

各種の支援員や相談員を配置し、教職員と連携して、学習指導の支援のほか、様々な相談にあたっています。また、教職員とともに、部活動支援員や地域の協力のもと、児童生徒の文化・スポーツ等の校外活動が活発に行われています。

特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒が、適切に就学できるように、専門家による巡回相談や就学支援委員などによる支援を行っています。

経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助金の交付や奨学金の貸付などにより就学を支援して

います。

P D C A マネジメントサイクル^{※2}に基づき、学校運営について、各学校が自己評価するとともに、学校関係者による外部評価を行っています。

E S D^{※3}の推進を図り、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、また、そのことによって持続可能な社会づくりの担い手を育む学習を展開します。

施策の課題

- 次代を担う子供たちに生きる力を育むとともに、子供たちが生き生きと充実した学校生活を送るためには、知・徳・体の面から教育内容を充実するとともに、学習指導や生徒指導などの面から教育活動を支援していく必要があります。

主なとりくみ

(1) 教育指導の充実

- 国や県の学力調査の結果を分析し、指導方法を改善するとともに、I C T を効果的に活用して、学習指導を充実します。
- ユニバーサルデザイン^{※4}や主体的・対話的で深い学びを意識した授業づくりについての研鑽を深め、学習指導に活かします。
- 小・中学生学習支援事業の実施により、学力の向上に取り組めます。
- 家庭と連携し、家庭学習の励行を促進することにより、確かな学力の定着を図ります。
- 道徳教育の充実を図るとともに、道徳教育への保護者や地域からの参画推進と家庭教育への波及を図ります。
- 新体力テストの結果の分析を踏まえて、体力向上の具体的方策を研究し、指導に活かします。
- プログラミング教育をはじめとするI C T に関する理解や活用能力を高める教育をより一層推進します。
- オンライン学習システムの活用により、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。
- 市と各学校で定めた、いじめの防止などのための基本方針に基づき、いじめのない学校づくりにより一層取り組みます。また、不登校や非行・問題行動などの防止にもより一層取り組みます。
- インターネットなどを通じて、児童生徒が事件や事故に巻き込まれないように、家庭と連携して、情報モラルを徹底します。

※1 I C T とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているI T (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

※2 P D C A マネジメントサイクルとは

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法のこと。

※3 E S D とは

Education for Sustainable Development の略で、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会における様々な問題について、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

※4 ユニバーサルデザインとは

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方のこと。

Ⅱ. 後期基本計画

- 小学校への英語活動支援員や語学指導助手（ALT）の配置などにより、英語教育における小中一貫性を強化し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 公費による英語検定の受験を通じて、英語に対する学習意欲及び英語能力の向上を図ります。
- 日本語指導や学校生活の相談活動などを通じて、帰国・外国人児童生徒に対する支援を充実します。
- 中学校で、命の大切さを実感し、他者への思いやりや自己肯定感を高めることを目的として、いのちの授業を開催します。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個に応じた適切な指導を行うとともに、インクルーシブ教育^{※5}の構築を目指した取り組みを充実します。

(3) 幼児教育の充実

- 様々な遊びや体験を通じて、園児に生きる力の基礎が育まれるよう、また、特別な教育的支援が必要な園児に適切な支援が行われるように、教育指導を充実します。

(4) 連携教育の推進

- 関係する幼稚園及び保育所（園）と小学校で組織する連携協議会が中心となって、幼保小連携を推進し、小1プロブレム^{※6}の解消に取り組みます。
- 関係する小学校と中学校で組織する推進協議会が中心となって、小中一貫教育を推進します。
- 公民館などの社会教育施設において、児童生徒を対象とした事業を充実するとともに、社会教育の成果を学校教育に活かすなどして、学社連携をより一層推進します。

(5) 教職員の資質の向上

- 教員に求められる授業スタイルを会得し、児童生徒の学習指導にあたることができるよう、研修や研究委嘱などを通じて、指導方法の向上に取り組みます。
- 教育内容の多様化やICTの普及に対応して、必要な環境の整備とこれらに関わる研修を計画的に実施し、時代の変化に即応できる資質を備えた教職員を養成します。

(6) 教育活動の支援の充実

- 各学校に、各種の支援員及び特別支援学級介助員や学校図書館司書を配置し、これらを有効に活用するなかで、各学校の教育活動に対する支援を充実します。
- 各中学校に相談員及び相談支援員を配置するとともに、教育センターにも教育相談員を配置するなどし、これらを有効に活用するなかで、児童生徒や保護者及び教職員からのいじめや不登校などの相談などに応じる体制を充実します。
- 児童生徒の文化・スポーツ活動の促進のため、学校または市の代表として参加した校外活動に対し交通費等を助成し、多くの大会等に参加することができるよう支援します。

(7) 就学支援の充実

- 経済的な支援が必要な家庭に対して、小中学校就学援助金の交付、高等学校や大学などの修学者に対する奨学金の貸与について周知し、活用を促進します。

(8) 学校評価の充実

- PDCAマネジメントサイクルに基づき実施している、学校運営に対する自己評価及び学校関係者による外部評価を充実します。

※5 インクルーシブ教育とは

障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ仕組みのこと。

※6 小1プロブレムとは

小学校へ入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中、椅子に座ってられないなど、小学校の生活になかなか馴染めない状態が数カ月継続する状態のこと。

Ⅱ. 後期基本計画

施策の成果目標

項 目	実績値 令和元年度					目標値 令和7年度
	科目	小学校		中学校		
埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率		狭山市	埼玉県	狭山市	埼玉県	全科目で 県平均正答率を上回る。
	国語	55.5	56.9	58.4	58.7	
	算数	66.1	66.6	—	—	
	数学	—	—	59.6	59.3	
	英語	—	—	56.6	56.1	
埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度	内容	項目		小学校	中学校	全項目80%以上
	けじめのある生活ができる	時刻を守る	登校時間	94.1	98.1	
			授業開始時間	95.4	97.3	
		身の回りの整理整頓をする	靴そろえ	88.1	92.5	
			整理整頓	86.6	86.9	
	礼儀正しく人と接することができる	進んであいさつや返事をする	あいさつ	77.1	81.4	
			返事	89.0	89.3	
		ていねいな言葉づかいを身につける	ていねいな言葉づかい	87.0	92.5	
			やさしい言葉づかい	84.9	88.0	
	約束やきまりを守ることができる	学習のきまりを守る	学習準備	85.1	90.0	
			話を聞き発表する	77.0	73.1	
		生活のきまりを守る	集団の場での態度	85.3	94.3	
			掃除・美化活動	89.3	86.7	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
教育文化

第2節
学校教育の充実

第6章

第7章

Ⅱ. 後期基本計画

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
新体力テストの5段階総合評価のうち上位3ランク（A・B・C）の児童の割合	小学校 81.8% 中学校 83.9%	小学校、中学校ともに 県の目標値を上回る。
いじめの解消率及び不登校児童生徒の学校復帰率	解消率 81.8% 学校復帰率 19.7%	解消率 100% 学校復帰率 33.3%
全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合	小学校 87.2% 中学校 82.4%	県、全国平均を 上回る。
CEFR（セファール）のA1相当レベル※7以上の英語力をもった生徒の割合	55.0%	全国の目標値を 上回る。

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 家庭や地域で、基本的な生活習慣の体得や家庭学習の励行について指導しましょう。
- 日頃から子供に接し、子供の様子に異変を察知したら、学校に相談しましょう。
- 非常勤講師、支援員、介助員、相談員などとして、学校を支援しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール8 働きがいも経済成長も
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



※7 CEFR（セファール）のA1相当レベルとは

実用英語技能検定3級、TOEIC スコア320～620、GTEC スコア270～689、ケンブリッジ英語検定スコア110～119に相当する英語力のこと。

Ⅱ. 後期基本計画



英語指導助手（ALT）による小学生への英語教育



パソコンを活用した体育の授業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
教育文化

第2節
第6章

学校教育の充実
第7章

Ⅱ. 後期基本計画

施策43 教育環境の充実

施策の目指す姿

校舎などの長寿命化や機能向上を図った改修による、安全で快適な教育環境のなかで、児童生徒が学校生活を送っています。また、学校ICT^{※1}環境が整備され、ICTに関する理解や活用能力を高める教育が行われています。

施策の現状

快適な学習環境を確保するため、冷暖房設備を順次改修しており、平成29年度までに市内小中学校23校全ての改修が完了しています。また、小学校15校のトイレ1系統の洋式化の改修を令和2年度までに完了しました。また、学校施設については、建設から30年以上が経過した建物が増え、建物の老朽化や施設の機能劣化が進んでいることから、学校施設の計画的な保全と機能向上を図るため、学校施設の長寿命化計画の策定を進めています。

学校図書館に図書館司書を段階的に配置するとともに、蔵書管理のICT化の準備を進めています。

入間川学校給食センター、柏原学校給食センター及び堀兼学校給食センターでは、PFI^{※2}事業方式を導入し、学校給食衛生管理基準に基づき、安全でおいしい給食を提供するとともに、食物アレルギー対応食を提供しています。

学校ICT環境として、全校に整備された校務用の情報端末、児童生徒に1人1台整備された情報端末及び校内無線LAN・高速大容量通信ネットワークの活用を推進しています。

学校規模により生じる課題を解消し、子供たちのより良い教育環境を目指して、平成30年3月に「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」を改訂しました。

施策の課題

- 児童生徒が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実させる必要があります。
- 児童生徒数の減少により適正規模に満たない学校が存在するなど、学校の小規模化に伴う学習面、生活面、学校運営面等の影響が懸念されます。少子化の進行により今後も児童生徒数の減少が見込まれる中では、小規模の学校を解消していく方策を計画的に講じるなどして、活力ある学校づくりを推進していく必要があります。
- 入間川学校給食センター、柏原学校給食センターについては、令和5年度をもってPFI事業期間が終了となるため、その後の運営手法について検討する必要があります。

主なとりくみ

(1) 校舎などの改修の推進

- 快適な教育環境を確保するため、各中学校生徒用1系統のトイレ及び教職員用トイレの洋式化への改修を計画的に行います。
- 小中学校の校舎などの保全及び機能の向上を図るため、学校施設の長寿命化計画に基づき、改修を計画的に行うとともに、時代に即応した教育環境を確保します。

(2) 学校図書館の充実

- 学校図書館司書を各校に配置するとともに、蔵書管理を効率化し、学校図書館の利用を促進します。

(3) 学校給食の充実

- 栄養のバランスを考慮した安全でおいしい給食を提供するとともに、食物アレルギーに適切に対応した給食を提供します。また、栄養教諭や学校栄養職員等と、学校給食を生きた教材として活用し、各家庭と連携して正しい食生活、食習慣を身に付けるための食育を推進するとともに、栄養バランスを考慮した献立、旬の食材や地場産物の積極的な採用、行事食を充実させることにより、学校給食の更なる充実を図ります。
- 入間川及び柏原学校給食センターのPFI事業期間終了後の当該施設の維持管理等については、引き続き効率的かつ効果的に運営が図られるよう、その手法について検討します。

(4) 学校ICT環境の充実

- デジタル教科書をはじめとするデジタル教材を活用するためのICT環境を整備します。また、授業におけるデジタル教材の活用に向け、サポート体制を充実します。
- GIGAスクール構想^{※3}に基づき、小中学校の児童生徒に1人1台整備された情報端末の活用を推進します。

(5) 学校の規模と配置の適正化

- 「狹山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づき、既に複数の学年で単学級が生じている小学校において、小規模化による学習指導や学校運営上の課題を早期に解消させる観点から、小学校の規模と配置の適正化を計画的に進めます。
- 児童生徒数の減少による学校規模の小規模化や学校施設の老朽化度を踏まえ、小中学校の再編について検討します。

※1 ICTとは

Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

※2 PFIとは

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

※3 GIGAスクール構想とは

教育におけるICTを基盤にした先端技術等の効果的な活用を目指し、1人1台情報端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想のこと。

Ⅱ. 後期基本計画

施策の成果目標

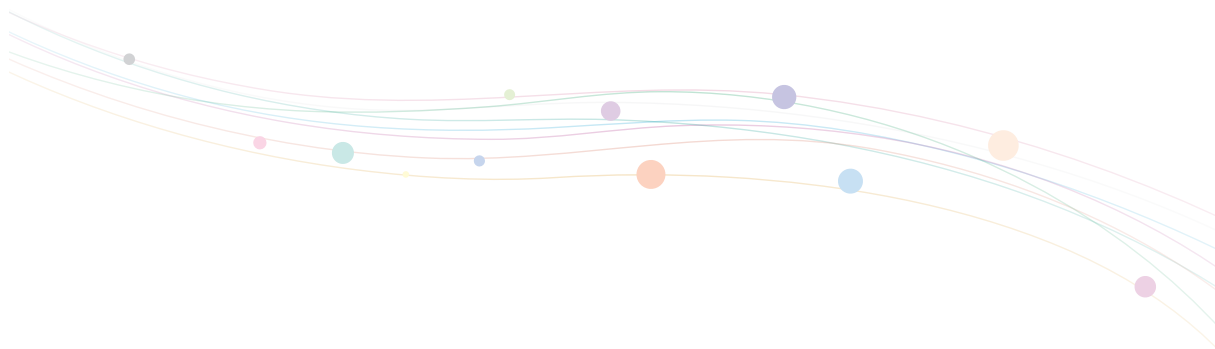
項 目	実績値					目標値
	令和元年度					令和7年度
小中学校の校舎などの 長寿命化改修の実施校数 (平成26年度以降の累計)	0校					1校
小中学校のトイレ環境整備 の達成割合	43.5%					100%
児童生徒の情報端末の 整備率	小学校 8.9% 中学校 18.9%					小学校 100% 中学校 100%
不足しがちな栄養素の 充足率		カルシウム	鉄	ビタミン C	食物繊維	各種栄養素の 充足率を95% 以上にする
	小学校	101%	102%	137%	86%	
	中学校	94%	99%	100%	86%	

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 幼稚園や小中学校の環境美化などに協力しましょう。
- 学校給食センターの運営に関心を持ち、食育の推進に協力しましょう。
- 子供たちのより良い教育環境を目指した学校の規模と配置の適正化に対する理解を深めましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール2 飢餓をゼロに
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
教育文化

第2節
学校教育の充実

第6章

第7章



改修を行った小学校のトイレ



学校 ICT 環境の整備

Ⅱ. 後期基本計画

施策44 家庭や地域との連携

施策の目指す姿

保護者や地域住民が、様々な形で学校に関わり、教職員と連携して、学校を支えるとともに、家庭や地域においても、大人と子供が様々な活動を通じて交流を深め、子供が大人から多くのことを学んでいます。

施策の現状

各学校では、学校だよりやホームページなどを通じて、学校に関する情報を発信するとともに、11月の第二土曜日の「さやまっ子教育の日」に一齐に学校公開を実施し、また、平成23年度からは、4月と8月を除いた、毎月の第二土曜日を授業日とし、当日は、学校の教育活動を公開しています。また、国や県の学力調査の結果や学校評価の結果についても、ホームページなどを通じて分かりやすく公開しています。

学校運営協議委員や学校評議員からの意見などを学校運営に活かすとともに、PTAが様々な面で学校運営に協力しており、また、学校支援ボランティアセンターでは、各学校にボランティアを派遣し、学習の支援を行っています。さらに、各学校に設置されている学校応援団では、学習支援のほか、校内の環境整備、登下校時の安全見守り、部活動の指導など、様々な面で学校を支援しています。また、スクールガードリーダー^{※1}や地域防犯ネットワーク（アボック）^{※2}をはじめとして、多くの地域住民が、登下校時に児童生徒への声かけや安全見守りなどを行っています。

家庭の教育力の向上に向けて、PTAと連携して、啓発活動に取り組むとともに、各地区で、家庭教育に関する研修会や家庭教育学級を開催しています。

また、都市化、核家族化、地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭でのしつけや子育てに悩む親も増加していることから、家庭の教育力の向上に取り組んでいく必要があり、成長発達段階の子供を持つ親を対象とした子供に対する親の接し方や、子供を持つ親の悩みや不安などへの対処方法を学ぶ機会を提供しています。

各地区では、放課後や週末における児童の安全な活動場所を確保するため、地域の教育力を活かして、地域子ども教室が開催され、地域の大人と子供が様々な体験を通じて交流を深めています。

※1 スクールガードリーダーとは

教育委員会から委嘱され、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して指導を行う警察OBなどの専門家のこと。

※2 地域防犯ネットワーク（アボック）とは

自治会、学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

施策の課題

- 学校としての説明責任を果たし、学校に対する保護者や地域住民の理解を深めるとともに、学校運営への保護者や地域住民の参加を促進し、地域による学校支援を充実して行く必要があります。また、家庭や地域の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

主なとりくみ

(1) 学校公開などの推進

- 学校だよりやホームページなどを通じての情報発信を充実するとともに、「さやまっ子教育の日」や第二土曜日における学校公開への保護者の参加を促進し、また、学力調査などの結果についても積極的に公開し、これらを通じて、学校としての説明責任を果たすとともに、学校に対する保護者や地域住民の関心や理解を醸成します。

(2) 学校運営への参加の促進

- 学校運営協議委員や学校評議員、PTAの活動を促進するとともに、コミュニティスクール制度（学校運営協議会制度）※³を推進し、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進します。

(3) 地域による学校支援の充実

- 学校応援団の仕組みを発展させた形態として、PTAや学校支援ボランティアセンター、公民館など、学校支援に関わる団体、個人が行う活動を地域学校協働活動※⁴として位置づけ、これらを一つにまとめた地域学校協働本部を確立することにより、地域における学校支援を充実します。
- 学校の授業による学習を補完し、学力の向上に寄与するため、地域の人材などを活用した学習支援事業を実施します。
- スクールガードリーダーや地域防犯ネットワークをはじめとして、地域住民による児童生徒の安全見守りを促進します。

(4) 家庭教育の啓発活動の充実

- 家庭の教育力の向上に向けて、PTAと連携し、啓発活動に取り組むとともに、家庭教育に関する研修会や家庭教育学級の内容を充実します。
- 小学校が、次年度新入学児の保護者を対象に行う、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉え、家庭教育・子育てに関するすこやか子育て講座を実施します。

(5) 地域における教育活動の充実

- 地域の教育力を活かす取り組みとして、地域子ども教室を拡充するとともに、地域における年少指導者として活動できるよう、ジュニア・リーダーの養成を推進します。

※3 コミュニティスクール制度（学校運営協議会制度）とは

教育委員会から任命された保護者や地域住民などで組織する学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認したり、学校の教育活動に意見を述べたりすることにより、地域が協働して学校を運営する仕組みのこと。

※4 地域学校協働活動とは

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

Ⅱ. 後期基本計画

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
学校支援ボランティアの派遣人数	319人	335人
地域学校協働活動への参加者数	73,632人	75,000人
地域子ども教室への参加人数	8,066人	8,250人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 学校が発信する情報に関心を持ち、学校に対する理解を深めましょう。
- さやまっ子教育の日や第二土曜日の学校公開に積極的に参加しましょう。
- 学校支援ボランティアセンターや学校応援団に参加し、学校を支援しましょう。
- 家庭や地域における教育の必要性を理解し、子供の健全育成のための地域活動に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう





地域住民による児童の見守り活動



ジュニア・リーダー養成事業

施策45 青少年の健全育成

施策の目指す姿

市民が主体となって青少年の健全育成活動が活発に行われ、青少年が健全に育っています。

施策の現状

次代を担う青少年を健全に育成し、青少年の非行や犯罪を未然に防止するため、青少年を育てる狭山市民会議を中心に、健全育成活動の充実に努めています。しかし、育成活動に携わる人材は固定化と高齢化が進んでおり、また、近年では、家庭や地域社会の変容によるつながりの希薄化や、情報化の進展による有害情報の氾濫などの健全育成を阻害する要因もあることから、今後も継続した取り組みが求められています。

施策の課題

- 青少年の健全育成活動の更なる推進を図るための環境整備や人材の育成が必要です。

主なとりくみ

(1) 健全育成活動の充実

- 地域ぐるみの健全育成活動の充実により、青少年の非行や犯罪の防止に取り組みます。
- 青少年の健全育成の重要性を周知することにより、市民の関心を高め、健全育成団体への協力や参加を促進し、人材の確保に努めます。
- 健全育成団体の活動を促進するため、様々な支援方法を検討します。

(2) 健全育成の環境整備

- 青少年の非行や犯罪の防止に向けて、地域ぐるみで青少年を取り巻く社会環境の浄化に取り組みます。
- 青少年が気軽に集い交流できる環境を整備します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
青少年健全育成活動事業への参加者数	2,052人	2,200人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 青少年の健全育成活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール16 平和と公正をすべての人に
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策46 人権尊重意識の高揚

施策の目指す姿

人権に関する啓発活動や人権教育の推進により、市民一人一人の人権意識が高まり、互いの人権を尊重しています。

施策の現状

本市では、毎年、狭山市人権教育推進協議会と連携して、市民を対象とした人権に関する講演会や、企業及び学校教育や社会教育などの関係者を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、PTAと連携して、保護者などを対象とした人権教育学級を開催しています。平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※¹、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）※²、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）※³ のいわゆる人権三法が施行されたことから、これらの法律の趣旨を踏まえ、差別や偏見のない社会を実現するために様々な事業を展開しています。

また、近年では、インターネットを悪用した人権侵害の解消に向けた取り組みや性的少数者への理解を深める取り組みも行っています。

富士見集会所においては、小中学生対象の人権学習から高齢者対象の寿大学まで、各年代に応じた講座や研修会を開催しています。また、公民館や男女共同参画センターなどと連携して人権教育推進事業を行い、人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいます。

学校においては、人権感覚育成プログラム※⁴ などを活用して、児童生徒の人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいます。

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）とは

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された法律のこと。

※2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）とは

日本に住む日本以外の国の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消を推進することを目的として制定された法律のこと。

※3 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）とは

今なお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと部落差別のない社会を実現することを目的として制定された法律のこと。

※4 人権感覚育成プログラムとは

児童生徒の主体的な学習活動を促す参加体験型の人権学習プログラムのこと。

施策の課題

- 人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識を高めるため、人権に関する啓発活動や教育の更なる推進が必要です。

主なとりくみ

(1) 人権啓発の推進

- 多様な人権問題に対する意識の高揚を図り、だれもが自分らしく生きられる社会の実現を目指して、人権三法の趣旨等も踏まえながら、様々な機会を捉えて啓発活動を推進します。

(2) 人権教育の推進

- 市民や企業の従業員等を対象とした社会教育の場において、人権教育を推進します。
- 学校において、人権感覚育成プログラムに基づき人権教育を推進します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
人権啓発に関する事業への参加者数	240人	360人
人権教育に関する事業への参加者数	4,238人	4,800人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 研修会や講演会などに積極的に参加しましょう。
- 人権尊重社会の実現を目指し、一人一人が人権意識を高めましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう
- ゴール10 人や国の不平等をなくそう
- ゴール16 平和と公正をすべての人に
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策47 平和意識の高揚

施策の目指す姿

平和に関する啓発活動により、平和への関心が高まり、日々の暮らしのなかで、平和の尊さが意識されています。

施策の現状

本市では、平成元年に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現に向けて、平和関連事業に取り組んでいます。

平和の尊さや大切さを市民に伝えるため、戦争体験者などを講師に招き、平和祈念講演会を毎年開催しています。

中央図書館では、夏休み期間中に平和関連資料コーナーを開設し、また、各公民館や富士見集会所では、現代的課題への取り組みの一環として、平和の尊さや大切さに触れる講座などを開催し、市民の平和意識の高揚に取り組んでいます。

小中学校では、児童生徒を対象とした戦争体験者の語り部などによる講演会を実施し、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えています。

施策の課題

- 戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に伝える取り組みの更なる充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 平和に対する意識の高揚

- 公民館等において、幅広い世代を対象とした平和に関する講座や資料展示を行い、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えることにより、市民の平和に対する意識の高揚に取り組みます。
- 小中学校において、講演会等の平和学習を推進します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
平和関連事業への参加者数	3,154 人	3,430 人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 平和に関する講演会などに積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール16 平和と公正をすべての人に
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



平和祈念講演会

Ⅱ. 後期基本計画

施策48 創造性豊かな文化の振興

施策の目指す姿

多くの市民が自主的に文化活動に取り組むとともに、地域の文化財等と触れ合う機会を増やすことにより、その価値を知り地域への愛着と誇りを深め、地域が一体となって文化財の適切な保存と活用が行われるなど、豊かな市民文化が育まれています。

施策の現状

狭山市文化団体連合会に加盟する団体をはじめとして、各種の文化団体が自主的に文化活動を行っています。また、各公民館や図書館及び市民会館では、毎年、利用団体が参加して狭山市市民文化祭が開催されるとともに、中央公民館では市民からの応募による狭山市民展が開催され、市民の文化活動の発表の場となっています。さらに、自主的に文化活動に取り組む団体などに対して、公民館のロビーなどを展示発表の場として提供し、これらを通じて地域に根ざした文化の振興に取り組んでいます。

日本の伝統文化に触れる機会として、狭山市茶道連盟と連携を図り、実行委員会形式によるさやま大茶会を開催するとともに、市民交流センターや市民会館などで音楽会や演劇会などを開催し、市民が芸術文化に触れ親しむ機会を提供しています。また、狭山市文化団体連合会と連携を図り、狭山市ゆかりの文化人を紹介する事業に取り組み、その中で、入曾にゆかりのある文化人の作品等を入曾地域交流センターに展示しています。また、文化の振興に取り組んでいる団体が行う文化事業に対して補助金を交付し、活動を支援しています。

文化財については、県や本市の指定を受けた文化財の保護に取り組むとともに、市内に所在する文化財関係資料の収集・保存・調査研究を実施し、文化財関係資料の公開や、郷土の歴史・文化財に関する講演会、講習会、出前講座などを行っています。また、指定文化財の修繕事業や民俗芸能の後継者育成事業に対して補助金を交付し、活動を支援しています。

少子高齢化や都市化などの社会状況の変化や多発する災害などにより、民俗芸能の担い手不足や一部の文化財の保存の危機など文化財の継承に懸念が生じています。

施策の課題

- 市民の自主的な文化活動を促進するとともに、それらの活動を結び付け地域課題を解決し、また、芸術文化活動を通じて、他者につながる機会を創出する必要があります。
- 多様なニーズに応じた学びや体験、まちづくりや観光振興など、今までと違った観点から文化財を価値づけすることで、活用の範囲を大きく広げていくことが求められています。

主なとりくみ

(1) 市民が創る文化活動の促進

- 文化活動に取り組む団体の活動支援や市内の文化施設などで市民の文化活動の発表の場の拡充などを通じて、市民の自主的な文化活動を促進します。また、本市にゆかりのある文化人を発掘し、特色のある芸術文化の振興に取り組みます。
- 市民の文化活動への参加の機会の拡充に向けて、公民館などで活動する文化団体に関する情報や様々な文化事業に関する情報の提供を充実します。

(2) 文化財の保存・継承と公開や活用

- 郷土の歴史や伝統文化に対する理解を深め、文化財の愛護意識を高めるために、指定文化財の保護・継承と文化財関係資料の収集・保存・調査研究に取り組むとともに、これらの公開や歴史文化講座や文化財講習会等での活用を進めます。
- 貴重な文化財を後世に残すために、文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組む団体の活動を支援します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
市民文化祭への参加団体数	646団体	650団体
文化財活用事業参加者の満足度	75.0%	80.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 自主的な文化活動を実践しましょう。
- 郷土の歴史や伝統文化に関心を持ちましょう。
- 文化財保護への理解を深め、保護・継承に協力しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策49 国際交流の推進

施策の目指す姿

姉妹都市・友好交流都市を中心に、幅広い分野で活発に国際交流が行われることにより、国際感覚が身に付き、国際理解が深まっています。

施策の現状

姉妹都市である大韓民国統営市、アメリカ合衆国ワシントン市及び友好交流都市である中華人民共和国杭州市とは、様々な分野において、友好的な国際交流関係を維持しています。

全国的に市町村の国際交流事業が行政主導から市民主体へと移行していくなか、本市においても、毎年実施している姉妹都市・友好交流都市との市民の相互訪問などの交流事業においては、狭山市国際交流協会が中心的な役割を果たしています。

また、狭山市国際交流協会では、日本語教室や日本での生活相談のほか、新狭山公民館や新狭山地区の自治会などとの共催による「あじさい祭り並びに国際交流の集い」などの在住外国人と地域住民との文化交流を図るイベントや、在住外国人による日本語発表会なども開催しています。

近年、外国人労働者や留学生等が増加したことにより、様々な場面で外国人と接する機会が増えていきます。

施策の課題

- 姉妹都市・友好交流都市との交流を通じて相互理解を深めるとともに、地域における市民の身近な国際交流の機会が必要です。
- 国際交流の推進を担う人材の確保及び育成が必要です。

主なとりくみ

(1) 姉妹都市・友好交流都市との交流の推進

- 市民の国際感覚を育み、相互理解を深めるため、姉妹都市・友好交流都市との文化、スポーツ、教育など様々な分野の交流を推進します。

(2) 地域での国際交流の推進

- 市民の国際意識・国際理解を高めるため、身近な国際交流として、市内在住・在勤・在学外国人との交流を狭山市国際交流協会と連携して実施し、外国人が参加できる場や機会を増やします。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
市内在住外国人との交流事業への参加者数	2,179人	3,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 姉妹都市・友好交流都市との交流活動に積極的に参加しましょう。
- 身近な国際交流に積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール10 人や国の不平等をなくそう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

